

設楽町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	25人	54.3歳	219,400円	244,257円				
学校調理員	11人	52.2歳	218,100円	232,248円	調理士	41.0歳	281,400円	0.83
その他調理員	7人	55.5歳	215,600円	242,000円	調理士	41.0歳	281,400円	0.86
介護士	5人	56.5歳	219,900円	264,400円	福祉施設介護員	35.5歳	215,000円	1.23
庁務員	1人	*歳	*円	*円	用務員	53.9歳	227,200円	
自動車運転手	1人	*歳	*円	*円	営業用バス運転者	47.9歳	391,600円	
愛知県	639人	50.5歳	350,491円	419,986円				
国	5,193人	48.8歳	287,094円					
類似団体	8人	49.4歳	302,249円	325,327円				

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成16年～18年の3年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

「*」は、対象職員数が3人以下の職種。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
全体	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	8人	4人	11人	0人	25人
学校調理員	0	0	0	0	0	0	0	1	6	1	3	0	11
その他調理員	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4	0	7
介護士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	5
庁務員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
自動車運転手	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

平成19年4月1日現在

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
老人福祉施設業務手当	やすらぎの里の介護士、調理業務に従事した職員	介護士:月額10,000円 調理員:月額 5,000円

ウ 昇給基準

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として勤務成績の評定を実施している。

これらを人事異動には反映しているが、人事評価制度が未整備のため、昇給への反映は行っていない。

2 基本的な考え方

- (1) 技能労務職については、平成8年以降新規の採用は行っておらず、今後の採用方針としては、平成23年までは退職者不補充とします。
- (2) 平成23年度以降は、退職職員の補充を臨時職員や嘱託員等の任用により抑制し、技能労務職員の職務の性格や内容を鑑み、民間活力の導入を含め、適正に定員を管理します。
- (3) 給与については、現在国に準拠しているため見直しは考えていません。ただし、国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行います。

3 具体的な取組内容

- (1) 平成20年度から老人福祉施設を指定管理者制度に移行するとともに、特殊勤務手当である「老人福祉施設業務手当」を廃止します。
- (2) 退職職員の補充については、適正な定員管理を図るため、新規採用職員、臨時職員、嘱託員を適正に組み合わせた採用計画とします。

4 その他

平成17年4月からは町営バス路線を民間委託とし、平成20年4月から老人福祉施設が指定管理者制度へ移行します。

基本的には退職者不補充ですが、本町のような山間・過疎地域においては民間業者が限られているため、全ての職種を民間委託させることは困難と考えられます。そのような職種においては、採用計画に基づき適正な採用を行います。